

電波妨害抑制装置について(UN-R10 関係)

- 適用範囲
乗用自動車及び貨物自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く）

- 改正概要
 - 実車狭帯域エミッションの限度値の見直し
実車狭帯域エミッションの限度値を国際無線障害特別委員会（CISPR）で定められた狭帯域エミッションの限度値と整合させる。

 - エミッション試験の試験手法の変更
エミッション試験における DC 充電時の充電電流、受信アンテナ位置等を変更。

 - イミューニティ試験の試験手法の変更
イミューニティ試験における対象装置の追加及び誤作動判定条件等を変更。

- 改正時期(予定)
平成 31 年 10 月

- 適用時期(予定)
平成 34 年 9 月